



桂川町重度心身障害者タクシードライバー利用券
重度心身障害者
タクシードライバー利用券(赤)申請
 健康福祉課 福祉係 ☎65・00001

健康福祉課 福祉係 ☎65・00001

【受付日時】4月1日(金)以降の役場開庁日時
 【場所】総合福祉センター「ひまわりの里」
 【持参物】○身体障害者手帳(療育手帳) ○印鑑
 【対象】平成27年度が非課税世帯で次のいずれかに該当する人

- 視覚障害(1・2級) ○上肢障害(1級)
 - 下肢または体幹機能障害(1・2級)
 - 内部機能障害(1級) ○療育手帳(A)
- ※老人施設・身障等施設入所者は対象外

お知らせ
平成28年度 土地・家屋価格等縦覧帳簿
土地・家屋価格等
縦覧帳簿を公開します
 国税務課 税務係 ☎65・1076

土地・家屋価格等縦覧帳簿を、それぞれの固定資産税を納税している人が縦覧できます。ただし、償却資産は縦覧できません。

【日時】4月1日～5月2日の役場開庁日時

【場所】税務課 税務係

【縦覧できる人】固定資産税の納税者



お知らせ
軽自動車税改正
改正時期延期のお知らせ
 国税務課 税務係 ☎65・1076

国税務課 税務係 ☎65・1076

地方税法の改正に伴う軽自動車税の改正時期が、平成27年度から平成28年度に延期となりました。税額は平成28年度から変更されます。なお、軽自動車税の納付書は、5月に送付予定です。
 ※軽自動車は、車両を新規登録(最初の新規検査)をした年月によって税率が異なります
 ※平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
 に新規登録した三輪および四輪の軽自動車で、排出ガス性能・燃費性能の基準を満たす車両は、税額が軽減されます(グリーン化特例)

軽自動車税の改正額

<軽自動車など>

- ①平成27年3月31日までに新規登録した車両(新規登録から13年を経過するまで現行税率のまま)
- ②平成27年4月1日以降に新規登録した車両(平成28年度から新税率を適用)
- ③新規登録から13年を経過した車両(平成28年度から重課税率を適用)

車両区分		①	②	③
軽自動車三輪		3,100円	3,900円	4,600円
乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	営業用	3,000円	3,800円	4,500円



お知らせ
軽自動車等の登録・廃車手続
3月31日までに
軽自動車等の廃車手続は
 国税務課 税務係 ☎65・1076

国税務課 税務係 ☎65・1076

軽自動車税は、主な定置場で4月1日現在、軽自動車等を所有している人にかかります。譲渡・廃棄しても、廃車の手続をしないと毎年税金がかかります。また、転出するときは、住所変更が必要です。
 【対象車種】○原動機付自転車 ○軽自動車 ○小型特殊自動車など
 【手続先】
 ○桂川町ナンバー 桂川町役場税務課 税務係
 ○筑豊ナンバー 車種によって異なります

<原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車>

車両区分		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	排気量50cc以下	1,000円	2,000円
	排気量50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	排気量90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー(排気量50cc以下)	2,500円	3,700円
軽自動車二輪(排気量125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(排気量250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車(農耕作業用)		1,600円	2,400円
小型特殊自動車(その他)		4,700円	5,900円